

# 奈良市公報

第108号

令和5年11月16日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 規 則

月 日	番号	件 名	主 管
10 16	57	奈良市公報号外第24号に掲載	消防局予防課
10 26	58	奈良市公報号外第24号に掲載	住宅課
10 31	59	奈良市公報号外第24号に掲載	人事課

### 告 示

月 日	番号	件 名	主 管
10 19	450	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
10 19	451	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
10 19	452	障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定	障がい福祉課
10 19	453	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課
10 19	454	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課
10 20	455	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の辞退の届出	保護課
10 20	456	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
10 20	457	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
10 20	458	指定納付受託者の指定	環境政策課
10 24	459	奈良市公報号外第24号に掲載	文化財課
10 24	460	奈良市国民健康保険料の差押調書等の公示送達	国保年金課
10 24	461	特定生産緑地の指定	都市計画課
10 24	462	放置自転車等の保管	環境政策課
10 24	463	放置自転車等の保管	環境政策課
10 26	464	指定納付受託者の指定	環境政策課
10 27	465	地籍調査作業規程準則の規定による筆界案の作成	土木管理課
10 27	466	地籍調査作業規程準則の規定による筆界案の作成	土木管理課
10 30	467	奈良市営墓地使用者の募集	斎苑管理課

訓 令 甲				
月 日	番号	件 名	主 管	
10 17	7	奈良市公報号外第24号に掲載	人事課	
監 査				
月 日	番号	件 名	主 管	
10 26	16	包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知		
公 営 企 業				
月 日	番号	件 名	主 管	
10 16	55	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課	
10 16	56	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の廃止	共同事務推進課	
10 16	57	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定の更新	共同事務推進課	
10 17	58	大和都市計画下水道事業の変更に係る図書の公衆縦覧	下水道事業課	
10 24	59	奈良市排水設備指定工事店の指定	共同事務推進課	
10 25	60	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課	
10 30	61	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の廃止	共同事務推進課	
10 31	19	奈良市公報号外第24号に掲載	企業総務課	
教 育 委 員 会				
月 日	番号	件 名	主 管	
10 19	16	指定管理者の公募	地域教育課	
10 19	17	指定管理者の公募	地域教育課	
選 挙 管 理 委 員 会				
10 17	28	奈良市公報号外第24号に掲載		

**告 示**

**奈良市告示第450号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和5年10月19日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和4年10月11日 奈良市指令整開 第22A-14号

令和5年9月27日 奈良市指令整開 第22A-14-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和5年10月19日 第1865号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市学園南二丁目915番35

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市鳥見町三丁目4番地の47

中村 忠

(令和5年10月19日揭示済)

**奈良市告示第451号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和5年10月19日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和4年12月26日 奈良市指令整開 第22A-23号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和5年10月19日 第1864号

公共施設 令和5年10月19日 第937号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市山陵町1479番、1484番、1485番及び1486番の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市山陵町1085番

社会福祉法人 福寿会 理事長 秋吉 美由紀

5 公共施設の種類、位置及び区域

道 路：奈良市山陵町1484番、1485番及び1486番の各一部

地下式貯留槽：奈良市山陵町1486番の一部

(令和5年10月19日揭示済)

**奈良市告示第452号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示する。

令和5年10月19日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和5年10月1日

事業所番号	事業者	事業所	サービス	指定
-------	-----	-----	------	----

	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	種類	有効期限
2930101015	特定非営利活動法人ふぁーちえ	631-0016	奈良県奈良市学園朝日町2番6号ハイマート学園前203号	生活支援センターたむたむ荘	631-0016	奈良県奈良市学園朝日町2番6号ハイマート学園前203号	計画相談支援	令和11年9月30日

(令和5年10月19日掲示済)

**奈良市告示第453号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和5年10月19日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和5年10月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910104146	ヒューマンヘリテージ株式会社	630-8115	奈良県奈良市大宮町七丁目1番67号	うきうきの実Lab	630-8043	奈良県奈良市六条一丁目1番12号サンライズI1F	生活介護	令和11年9月30日
2910104153	合同会社草庵	630-8114	奈良県奈良市芝辻町二丁目8番22号-401号	マザーhome2	631-0013	奈良県奈良市中山町西三丁目362番地8	短期入所	令和11年9月30日
2920100696	合同会社草庵	630-8114	奈良県奈良市芝辻町二丁目8番22号-401号	マザーhome2	631-0013	奈良県奈良市中山町西三丁目362番地8	共同生活援助	令和11年9月30日

(令和5年10月19日掲示済)

**奈良市告示第454号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止したので、同法第51条第2号の規定に基づき告示する。

令和5年10月19日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和5年9月15日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101746	ていくあい有限会社	631-0065	奈良県奈良市鳥見町2丁目19-2	かぐや姫	631-0065	奈良県奈良市鳥見町2丁目19-2	居宅介護、重度訪問介護

2 廃止年月日 令和5年9月30日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910100383	有限会社つばさ	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町2750-2	訪問介護ステーションつばさ	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町2750-2	同行援護
2910101456	株式会社ざいたっく	639-1053	奈良県大和郡山市千日町51-2-18	介護センターすみれ	630-8451	奈良県奈良市北之庄町41-2 キノシタビル2F	居宅介護、重度訪問介護

(令和5年10月19日掲示済)

**奈良市告示第455号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を辞退した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和5年10月20日

奈良市長 仲川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
医療法人双葉会 富雄産婦人科	奈良県奈良市三松4-878-1	令和5年9月30日

(令和5年10月20日掲示済)

**奈良市告示第456号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和5年10月20日

奈良市長 仲川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
クスリのアオキ三条大路薬局	奈良県奈良市三条大路二丁目1番61号	令和5年7月21日

(令和5年10月20日掲示済)

**奈良市告示第457号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年10月20日

奈良市長 仲川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
あきしの整形外科クリニック	奈良県奈良市秋篠町1567番地	令和5年6月1日
北和在宅救急クリニック	奈良県奈良市柏木町519-21	令和5年10月1日
医療法人富森会 さんぽ歯科クリニック	奈良県奈良市六条二丁目18-3 奈良六条医療モール3号	令和5年9月1日
サン薬局 奈良南店	奈良県奈良市七条西町二丁目1023番地の3	令和5年8月1日
スマイル薬局 学園南店	奈良県奈良市学園南一丁目5番19号	令和5年9月1日
かえで薬局	奈良県奈良市芝辻町二丁目10番26号新田村ビル102	令和5年10月1日
訪問看護ステーション福優	奈良県奈良市芝辻町二丁目5-3 タウニイマサキ105号室	令和5年9月1日
看護クラーク奈良	奈良県奈良市大森町148番	令和5年9月1日

(令和5年10月20日揭示済)

**奈良市告示第458号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年10月20日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地  
東京都港区虎ノ門2丁目10番4号オークラプレステージタワー8階  
株式会社エム・ピー・ソリューション  
代表取締役社長 佐藤 栄治
- 2 指定をした日  
令和5年10月1日
- 3 指定納付受託者に納付を委託することができる歳入の種類  
奈良市高の原自転車駐車場精算機に納付される自転車駐車場使用料
- 4 指定納付受託者に歳入の納付を委託する期間  
令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

(令和5年10月20日揭示済)

**奈良市告示第460号**

奈良市国民健康保険料の滞納処分に関して、1記載の者に対し、2記載の文書を送達すべきところ、送達を受けるべき者の住所等が明らかでなく送達することができないため、奈良市国民健康保険条例(昭和34年奈良市条例第13号)第22条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和5年10月24日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達を受けるべき者の氏名及び住所  
省略
- 2 送達をすべき文書及び部数  
(1) 令和5年9月20日付 差押調書(謄本) 2部  
(2) 令和5年10月10日付 配当計算書(謄本) 2部  
(3) 令和5年10月17日付 充当通知書 2部
- 3 発送年月日及び発送結果  
発送年月日 令和5年10月5日及び同年10月10日  
発送結果 いずれも「あて所に尋ねあたりません」として返戻

(令和5年10月24日揭示済)

**奈良市告示第461号**

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき指定した特定生産緑地を同条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年10月24日

奈良市長 仲川元庸

生産緑地 地区番号	位置	特定生産緑地の面積	指定期限日
324	帝塚山五丁目地内	約95㎡	令和15年10月25日

528	大安寺六丁目地内	約 859 m <sup>2</sup>	令和 15 年 10 月 25 日
577	大安寺二丁目地内	約 1,407 m <sup>2</sup>	令和 15 年 10 月 25 日
	大安寺二丁目地内	約 178 m <sup>2</sup>	令和 15 年 10 月 25 日
678	二名平野一丁目地内	約 188 m <sup>2</sup>	令和 15 年 10 月 25 日
	二名平野一丁目地内	約 383 m <sup>2</sup>	令和 15 年 10 月 25 日
679	秋篠町地内	約 328 m <sup>2</sup>	令和 15 年 10 月 25 日
681	四条大路三丁目地内	約 563 m <sup>2</sup>	令和 15 年 10 月 25 日
	四条大路三丁目地内	約 937 m <sup>2</sup>	令和 15 年 10 月 25 日
	四条大路三丁目地内	約 1,087 m <sup>2</sup>	令和 15 年 10 月 25 日
682	疋田町地内	約 2,089 m <sup>2</sup>	令和 15 年 10 月 25 日
686	古市町地内	約 528 m <sup>2</sup>	令和 15 年 10 月 25 日
	古市町地内	約 119 m <sup>2</sup>	令和 15 年 10 月 25 日
	古市町地内	約 575 m <sup>2</sup>	令和 15 年 10 月 25 日

「区域は指定図表示のとおり」

指定図省略

(令和 5 年 10 月 24 日揭示済)

**奈良市告示第 462 号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 10 月 24 日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 5 年 10 月 5 日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和 5 年 10 月 24 日揭示済)

**奈良市告示第 463 号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区

域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年10月24日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和5年10月11日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和5年10月24日揭示済）

### 奈良市告示第464号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年10月26日

奈良市長 仲川元庸

1 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地

東京都渋谷区恵比寿南3-5-7 デジタルゲートビル10F

株式会社DG フィナンシャルテクノロジー

代表取締役社長共同COO兼執行役員SEVP 篠寛

2 指定をした日

令和5年10月23日

3 指定納付受託者に納付を委託することができる歳入の種類

奈良市高の原自転車駐車場オンラインキャッシュレス決済により納付される自転車駐車場使用料

4 指定納付受託者に歳入の納付を委託する期間

令和5年10月23日から令和10年10月22日まで

（令和5年10月26日揭示済）

### 奈良市告示第465号

国土調査を行うにあたり、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）第30条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和5年10月27日

奈良市長 仲川元庸



地籍調査にあたり、下記土地の所有者のうち所在が明らかでない者がおり筆界の確認を、得ることができません。そこで所在が明らかな他の土地所有者による確認を得て筆界案を作成した旨を告示します。

## 1 土地の所在・地番

奈良市学園新田町 2875 番 5

## 2 筆界案を確認することができる場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号 奈良市土木管理課地籍調査室

## 3 筆界案を確認することができる者

当該地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人

当該地に隣接する土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人

## 4 筆界案の作成者

奈良市長 仲川 元庸

## 5 期間等

告示の日から 20 日間意見を申し出ることができる。当該期間を経過しても申し出がないときは、準則第 30 条第 3 項の規定に基づき調査を行う。

(令和 5 年 10 月 27 日 揭示済)

**奈良市告示第 466 号**

国土調査を行うにあたり、地籍調査作業規程準則（昭和 32 年総理府令第 71 号。以下「準則」という。）第 30 条第 4 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 10 月 27 日

奈良市長 仲川 元庸

地籍調査にあたり、下記土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人の所在がいずれも明らかにならなかったため、関係行政機関と協議し筆界案を作成した旨を告示します。

## 1 土地の所在・地番

奈良市学園新田町 2875 番 19

奈良市学園新田町 2875 番 21

奈良市学園新田町 2875 番 30

## 2 筆界案を確認することができる場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号 奈良市土木管理課地籍調査室

## 3 筆界案を確認することができる者

当該地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人

当該地に隣接する土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人

## 4 筆界案の作成者

奈良市長 仲川 元庸

## 5 期間等

告示の日から 20 日間意見を申し出ることができる。当該期間を経過しても申し出がないときは、準則第 30 条第 4 項の規定に基づき調査を行う。

(令和 5 年 10 月 27 日 揭示済)

**奈良市告示第 467 号**

奈良市営墓地使用者を次のとおり募集します。

令和 5 年 10 月 30 日

奈良市長 仲川 元庸

## 1 申込み・受付

## (1) 募集区画

寺山霊苑 48 区画 (A 東募集区 21 区画、A 西募集区 17 区画、B 東募集区 8 区画、C 西募集区 2 区画)

七条町南山墓地 4 区画

## (2) 募集内容

ならしみんだより11月号及び奈良市ホームページに掲載します。

使用申込書及び使用申込案内は、斎苑管理課・各出張所・各行政センター・各連絡所及び市民サービスセンターで配布します。

(3) 申込資格

奈良市に住民登録があり、現に居住している世帯主

※申込資格の審査は当選者について行い、資格条件を満たさない場合は、当選が無効になります。

(4) 申込期間

ア 持参による申込みの場合

令和5年11月1日(水)から令和5年11月24日(金)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

提出先：奈良市役所 斎苑管理課(奈良市役所中央棟3階)

イ 送付による申込みの場合

令和5年11月1日(水)から令和5年11月24日(金)まで

送付先：奈良市役所 斎苑管理課

(5) 申込時間

持参による申込みの場合

午前8時30分から午後5時15分まで

(6) 注意事項

ア 持参による申込みの場合 奈良市営墓地使用申込書、抽選結果送付用84円切手1枚、10円切手1枚を持参してください。

イ 郵送による申込みの場合 奈良市営墓地使用申込書、受付控送付用84円切手1枚、抽選結果送付用84円切手1枚、10円切手1枚を同封し、送付してください。

ウ 持参による申込みの場合 記載事項の確認のため、内容の分かる方が直接申し込んでください。

エ 世帯主名で申し込んでください。

オ 第2希望のある方は、申込書の第2希望欄に墓地の区画番号をご記入ください。(抽選会にて、第1希望の墓地を抽選後、第2希望の墓地が空いていれば抽選を行います。)

カ 一度申込みされた後の募集区の変更はできません。

キ 申込み状況の問合せについては原則お答えできません。

ク 使用許可後3年以内に碑石等を建設してください。建設されないときは、使用許可を取り消すことがあります。

ケ 当選後の辞退は特別な理由がない限り認めません。

※申込みに当たり、資格条件を満たしていない場合や、上記事項が守れていない場合は無効になります。

2 公開抽選(申込者多数の場合)

(1) 抽選日時

令和5年12月1日(金)午前10時から

(2) 抽選場所

奈良市役所中央棟3階 301会議室

(3) 抽選結果については、封書で通知します。

(4) 電話での問合せはご遠慮ください。

3 使用許可申請

(1) 申請期間

令和5年12月22日(金)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

(2) 申請時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 申請場所

奈良市役所 斎苑管理課(奈良市役所中央棟3階)

(4) 当選通知書、使用許可申請書、申込み受付控、住民票(申請者のみで続柄記載のもの)を持参してください。

(5) 申請時に資格審査を行い、その後墓地使用許可書をお渡しします。

4 墓地使用料の払込み

- (1) 納付期限  
令和6年1月12日(金)まで
  - (2) 使用許可申請時に当初使用料・年間使用料納入通知書をお渡ししますので、指定金融機関又は代理金融機関で納付してください。
  - (3) 納付期限までに使用料を納入されない場合は、使用許可を取り消すことがあります。
  - 5 使用開始  
令和6年2月1日(木)から使用を開始します。
  - 6 連絡先  
奈良市役所 斎苑管理課 0742-34-3502 (ダイヤルイン)
- (令和5年10月30日揭示済)

**監**

**査**

**奈良市監査委員告示第16号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

令和5年10月26日

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
同 中 本 勝  
同 宮 池 明  
同 内 藤 智 司  
奈 企 第 581 号  
令和5年9月25日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様  
同 中 本 勝 様  
同 宮 池 明 様  
同 内 藤 智 司 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について(通知)

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成15年度包括外部監査「水道事業会計の財務事務及び経営に係る事業管理について」の結果に対する措置状況について

第3 監査の結果および意見

1 適正な会計処理

- (2) 退職給与金の繰延処理  
(企業出納課)

**【監査結果】**

奈良市水道局の退職金に関する項目の推移は以下のとおりである。

(表省略)

奈良市水道局では退職給与金を繰延勘定として計上しているが、計上の条件を拡大解釈している。現在すでに計上されている退職給与金880,637千円の資産性には疑義があるため、早期に費用処理することが必要である。

退職給与金とは、職員に対する退職金が将来の事業年度に影響する場合に、退職金の支払額の全額を当年度の費用とせず、一旦、資産として計上しておき、翌年度以降に徐々に費用処理していくために設定される繰延勘定である(地方公営企業法施行令第26条第2項)。具体的には、平成14年度の退職金支払額409,952千円は繰延勘定の退職給与金に計上し、平成15年度から平成19年度に均等償却する。また、繰延勘定とは、何らかの特別の事情があった場合に一挙に多額の費用が計上されるのを避け、翌年度以降5年間で均等償却することにより、費用の期間的な平準化を計ることを目的としたものと解される。よって、現状の会計処理は一種の費用の先送りを意味している。

具体的に退職給与金が計上できる場合とは、地方公営企業法施行令第 26 条第 2 項を受けて、地方公営企業法および同法施行に関する命令の実施についての依命通達 第三 九(一)3 で規定しており、「職制もしくは定数の改廃又は予算の減少その他経営上やむを得ない事由による退職職員が多く、これに伴い退職金の支給額が多額であって当年度において負担することができないと認められる場合」である。

そこで、奈良市水道局の現状を検討した結果、平成 10 年度から平成 14 年度の退職者数の推移に著増減はなく、これにともない退職金の支給額が多額に発生したこともない。また、世代間負担の観点からしても、すでに退職している職員の退職金を、繰延期間中の受益者が水道料金として負担することも望ましくない。よって、退職給与金を計上するのは上記規定の拡大解釈であると判断した。そして、現在すでに計上されている退職給与金 880,637 千円の資産性には疑義があるため、早期に費用処理することが必要である。

これにより、平成 14 年度純利益は 880,637 千円減少する。

#### 【措置の内容】

平成 26 年度に地方公営企業会計制度の見直しが行われ、退職給付引当金の計上が義務化されました。奈良市企業局におきましては、平成 25 年度及び平成 26 年度の 2 年間で、退職給付の要支給額全額を引当てし、費用処理することは完了しております。

#### (3) 退職給与引当金の計上の必要性

(企業出納課)

#### 【監査結果】

上記の退職給与金とあいまって、退職給与引当金を計上する必要がある。

退職給与引当金とは、将来、職員に対する退職金が発生する可能性が高い場合にその支払いに当てるため、各年度の負担に属する金額を合理的に見積もり、繰り入れておくものである。つまり、退職金は勤続年数に応じて支給されることから、実際に退職していなくても退職金は時の経過とともに発生するため、各年度の費用または損失とするものであり、世代間における受益と負担の関係からも必要かつ重要な会計処理である。

地方公営企業法第 20 条第 1 項の発生主義の規定を受けて、地方公営企業法施行令第 11 条では、費用の年度所属は「費用の発生の原因である事実の生じた日の属する年度」と規定している。また、退職金は労働協約などに基づいて従業員が提供した労働の対価として支払われる賃金の後払的性格のものである。これらから、奈良市水道局は、退職金の発生の原因である職員の勤務した年度に退職給与引当金を計上しておき、退職金の支払いに備えることが必要である。平成 14 年度末の職員の自己都合による退職金要支給額（年度末時点で勤続 10 年以上かつ満 50 歳以上の者については勸奨退職制度の適用による割増を加味した額）は 3,174,959 千円であり、将来の退職金の支払いに備えるため、退職給与引当金として負債の部に計上する必要がある。

なお、現在の繰延勘定処理から退職給与引当金処理に変更するには、一時的に多額の費用が発生することから、現実的には以下の経過措置が考えられる。つまり、現在、退職給与金として計上されている 880,637 千円を一定期間において取り崩しを行い費用化を行う。それと同時に、今後発生する退職金を一時の費用として処理する。そして、その処理が落ち着いた段階で、退職給与引当金の積み立て不足額 3,174,959 千円を一定期間において退職給与引当金として計上していく方法である。また、これに関して地方公営企業法、その他関係法令などに明確な会計基準がないことから、奈良市水道局で経過措置の処理を含めて、基準を定め、会計規程のなかに明確に記載する必要がある。

これにより、平成 14 年度純利益は 3,174,959 千円減少する。

#### 【措置の内容】

平成 26 年度に地方公営企業会計制度の見直しが行われ、退職給付引当金の計上が義務化されました。奈良市企業局におきましては、平成 25 年度及び平成 26 年度の 2 年間で、退職給付の要支給額全額を引当てし、費用処理することは完了しております。引当金の計上にあたっては、負債の部に必要額全額を計上しております。引当金の計上を始めるにあたり、経過措置の処理に係る定めを会計規程に設けることはかないませんでした。現在、奈良市企業局会計規程第 98 条に退職給付金の計上方法を詳細に定めております。

平成 24 年度包括外部監査「過去の包括外部監査の措置状況について」の結果に対する措置状況について

#### V. 水道事業会計の財務事務及び経営に係る事務管理について（平成 15 年度）

#### 3. 個別監査結果及び意見

#### (1) 水道事業会計について

(企業出納課)

#### 【監査結果】

退職者数や繰延勘定残高の推移は、以下のとおりである。平成 20 年度以降は、各年度で退職金よりも繰延勘定償却の方が大きく、職員の退職費用に関して、過去の費用が現在の受益者の負担となってしまうている。

(表省略)

当時の包括外部監査人も指摘するように、退職給与金の繰延処理は、費用の先送りであり、過去の水道受益者が負担すべきものを将来世代の受益者が負担していることとなり、妥当ではなく、早期に会計処理を改めるべきであった。建設事業割賦負担金の支払利息負担が大きいことと適正な会計処理を行うことは、まったく別の問題である。水道事業会計が赤字にならないようにするため、適正な会計処理を行わないことは、水道事業会計の問題の本質を隠している。まずは適正な会計処理を行ったうえで、水道事業会計が赤字となるのであれば、水道料金の見直しや費用の削減等の議論を行うというのが、本来あるべき姿である。水道料金を算定する場合に住民福祉の観点から生活用水はより安くという方針を否定するわけではないが、将来世代に負担を先送りしながら現在の水道料金を維持することは、必ずしも住民福祉に寄与しないため、早期に対応されたい。

#### 【措置の内容】

平成 15 年度に実施された包括外部監査において、退職給与金の繰延処理については費用の先送りであり、不適切な会計処理であるとの結果であったにもかかわらず、平成 24 年度に実施された過去の包括外部監査の措置状況の確認時にも改善措置できておりませんでした。平成 26 年度に地方公営企業会計制度の見直しが行われ、退職給付引当金の計上が義務化されました。奈良市企業局におきましては、平成 25 年度及び平成 26 年度の 2 年間で、退職給付の要支給額全額を引当てし、費用処理することは完了しております。なお、水道事業会計における経営状況に関しましても、毎年純利益を計上することができており、水道料金を値上げすることなく維持できております。

令和 2 年度包括外部監査「水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について」の結果に対する措置状況について

### 第 3 包括外部監査の結果及び意見

#### 3 決算

##### (3) 個別の会計処理

#### ② 共通して発生する間接費について

##### (ア) 2つの会計単位に共通する間接費について

#### イ 結果及び意見

#### 【結果 6】

水道事業会計と下水道事業会計に共通して発生する一部の費用を、全額、水道事業会計が負担している。合理的な基準に基づき、下水道事業会計も負担する必要がある。

(企業出納課)

#### 【監査結果】

奈良市企業局で発生する費用について、例えば、以下の費用は水道事業会計と下水道事業会計の両会計に共通して発生することが想定されるが、全て水道事業会計が負担している。費用収益対応の原則に従い、両会計に共通して発生する費用については、合理的な基準に基づき、両会計で負担する必要がある。なお、負担の方法については、例えばいずれかの会計が負担金として他方の会計に支払うことが方法の一つと考えられる。また、一旦定めた負担の基準は、継続性の原則（地方公営企業法施行令第 9 条第 5 項）から、みだりに変更することは禁止されており、会計規程に負担の基準を定めることが望まれる。

##### ・減価償却費

事務所用建物は、水道事業会計と下水道事業会計の両方で使用されているが、当該建物の減価償却費が、全て水道事業会計が負担している。両会計で使用しているフロアの面積割合等により負担することが望ましい。

##### ・人件費

人件費のうち、両会計に共通して発生すると考えられる管理部署である経営部の人件費を、全額、水道事業会計が負担している。人件費総額などの基準により、両会計で負担することが望ましい。

(表省略)

#### 【措置の内容】

水道事業会計と下水道事業会計の両方に共通して発生する経費については、合理的な負担割合基準を定め、費用収益対応の原則に従い、令和 3 年度から両会計で負担しております。減価償却費については庁舎内の上下水道事業専有面積により按分し、人件費については上下水道事業に係る職員数により按分することで、下水道事業会計が応分の負

担をするよう変更しました。また、その他の両会計に共通して発生する経費についても、合理的な負担割合基準に基づき、下水道事業会計が応分の負担をするよう変更しました。

6 財産管理

(2) たな卸資産管理

② たな卸資産の出納及び実地たな卸

(ウ) 結果及び意見

【結果14】

実地たな卸職員以外の実地たな卸への立会いが必要である。

(送配水管理センター)

【監査結果】

会計規程第78条第3項では、「実地たな卸を行う場合は、所属長は、たな卸資産取扱員以外の職員を立ち合わせなければならない。」と定めている。しかし、奈良市企業局では、たな卸担当職員が1名で実地たな卸を実施している。会計規程に従い、実地たな卸を行う場合は実地たな卸職員以外の職員を立ち合わせる必要がある。

【措置の内容】

令和3年度の実地たな卸については、会計規程に従い、たな卸資産取扱員以外の職員の立会いのもとで実施しました。

(令和5年10月26日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第55号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和5年10月16日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
トータルサポート	井上 浩二	大阪市平野区瓜破東八丁目4-14-3	令和5年9月14日

(令和5年10月16日揭示済)

奈良市企業局告示第56号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和5年10月16日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
近畿水道管理センター	国本 憲治	寝屋川市松屋町19-7-506	令和5年9月29日

(令和5年10月16日揭示済)

奈良市企業局告示第57号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第5条の2第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定の更新をしたので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和5年10月16日

奈良市公営企業管理者 池田 修

指定番号	名 称	代表者名	所在地	指定の有効期間満了日
422	(有) ピュアフォールズ	眞田 一希	奈良市二名四丁目1323番地2	令和10年9月29日

423	裕設備	平岡 裕	奈良市富雄川西二丁目17番3号	〃
424	カワムラ工業	川村 真樹	奈良市西大寺国見町三丁目8番19号	〃
428	岡田設備	岡田 誠	奈良市北椿尾町32番地	〃
430	タカキ住宅設備(株)	高木 俊治	東大阪市日下町二丁目1番15号	〃
431	(有)白川設備	白川 檜耕	木津川市吐師郷和田2番地	〃
432	(有)ニッカン	濱口 福三郎	河合町西穴闇48-3	〃
437	(株)志村設備	中野 光世	平群町若井35番地の7	〃
439	(株)アクセス	金井 周平	京都市南区上鳥羽南岩ノ本町24番地	〃
442	上松設備	上松 幸一	下市町下市3046番地の10	〃
444	石田屋	石田 哲哉	奈良市学園朝日町12番9号清水ハイツ203号	〃
446	(株)美杉設備工業	上埜 洋晃	枚方市長尾台四丁目10番13号	〃
447	川本サービス(株)関西支店	高津 悟	大阪市東淀川区瑞光三丁目8番20号	〃
448	松本工業(株)	松本 修志	奈良市西大寺新町一丁目1番15号	〃
449	日本ハウジング設備工業(株)	森 義治	大和郡山市美濃庄町338番地の1	〃
450	マルコウ設備(株)	木下 孝司	精華町狛田一丁目17番地2	〃
453	(株)オクムラ設備工業	奥邨 大介	大阪市鶴見区今津北二丁目8番33号	〃
454	(株)サニコン奈良支店	内潟 正則	橿原市北妙法寺町562	〃
457	(株)イースマイル	島村 禮孝	大阪府中央区瓦屋町3-7-3 イースマイルビル	〃
459	(株)水野設備	水野 博巳	宇陀市榛原笠間2182番地	〃
460	(株)福電テック奈良支店	福留 悠子	奈良市三碓二丁目6番11-1	〃
461	(株)アダチ住設	安達 倫弘	田原本町阪手171-1	〃
462	東栄技建工業	池澤 有加里	奈良市赤膚町1041-1	〃
463	(株)安達設備	安達 伸一	奈良市秋篠町1226番地の1	〃
464	阪奈サービス(株)	井上 正司	宇陀市榛原額井1062番地の1	〃
465	竹田興業	竹田 浩子	奈良市八条一丁目787番地の5	〃
466	タカマド工業	梶原 孝之	奈良市白毫寺町146番地	〃
467	竹村設備	竹村 昭男	奈良市横井六丁目590番地の2	〃
470	菅原設備	菅原 伸太郎	奈良市法蓮町728-4	〃
473	(有)石田電機工業所	石田 智子	木津川市加茂町大野大野37番地	〃
474	岡田組	岡田 為春	奈良市水間町643-1	〃
479	(株)スローフォワード	筒井 勇雄	東大阪市若江東町二丁目7番3-901	〃
480	トーエー設備(株)	東田 吉博	八尾市西高安町一丁目63番の2	〃
481	南設備	寺南 良彦	安堵町大字東安堵358番地	〃
482	KUREA	吉井 稔彦	奈良市六条西一丁目12番11号	〃
485	日本総合住生活(株)大	伊藤 治	大阪市城東区森之宮一丁目6番	〃

	阪支社		111号	
486	村井設備	村井 克好	奈良市五条畑二丁目8番16号	〃
487	(株) 山口設備	山口 直樹	大東市野崎三丁目11番5号	〃
490	(株) 辻設備	辻 光平	天理市指柳町157	〃
491	(株) ニシムラ	西村 恭二	大東市新田本町18-2	〃
496	(株) 越知設備	越知 信仁	生駒市小明町1547番地6	〃
497	千寿工業	向井 伯享	奈良市大平尾町217番地	〃
504	(株) グローバルワークス	河野 貴志	高槻市庄所町7番1号-101	〃
506	(株) ヨシムラエアサプライ	吉村 雅史	橿原市曾我町809番地の2	〃
507	大東建設(株)	山下 善一	橿原市石原田町297番地の12	〃
511	石田組	石田 一	奈良市川上町518-3	〃
512	森住宅設備	森 進	田原本町秦庄435番地の10	〃
513	三栄設備工業所	行武 悟	堺市堺区北旅籠町西3丁2番4号	〃
515	水道レスキューPRO	服部 全祥	八幡市美濃山幸水26-12-1	〃
516	友和工業(株)	堂本 茂忠	生駒市萩の台890番地の16	〃
520	(株) スイドウサービス	森井 雅人	大阪市城東区野江四丁目1-8-402	〃
521	(株) シンエイ	木原 朗広	大阪市中央区谷町2-4-3 アイエスビル9階	〃
522	(株) エビザワ商店 奈良営業所	海老澤 彰	田原本町阪手34の3	〃
523	(株) 久保総合設備	久保 隆一	奈良市針ヶ別所町659番地	〃
524	川田住建	川田 倫弘	奈良市青山八丁目265番地	〃
527	(株) 菊池設備	菊池 正嗣	奈良市神殿町49番地の2	〃
529	三和設備	越田 浩史	羽曳野市駒ヶ谷696-1	〃
532	家包設備	津田 博生	奈良市中山町1686-3	〃
534	(株) 西日本設備	三角 武史	吹田市内本町3-28-10	〃
535	晴和工業(株)	西川 清司	奈良市中山町西二丁目950-96	〃
536	渡辺設備工業(株)	渡邊 忠文	大和高田市田井新町3番17号	〃
539	(有) カキモト設備	垣本 平和	王寺町元町二丁目1-17	〃
542	高松工業	高松 正人	大和郡山市矢田山町29番地2	〃
544	中西設備工業	中西 直和	奈良市杏町314番地	〃
546	(株) 植木工業	植木 勝一	生駒市俵口町687番地	〃
549	(株) 光成建設	荒木 光成	奈良市法華寺町1065番地	〃
550	(株) オアシスソリューション大阪支店	小川 隆玄	吹田市垂水町2-36-24	〃
553	サカモト水道	阪本 誕久	奈良市あやめ池南6-7-21-403	〃
554	(株) 吉川設備	吉川 洋二	三郷町信貴ヶ丘三丁目7-1	〃
556	ロイヤルホームセンター(株)ロイヤルサポートグループ	中山 正明	習志野市東習志野6-7-15	〃
557	増田設備工業(株)	増田 崇伸	天理市中町64番地	〃

(令和5年10月16日揭示済)



**奈良市企業局告示第 58 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定に基づき、奈良県知事から大和都市計画下水道事業大和川上流・宇陀川流域下水道（第一処理区・第二処理区）の変更に係る図書の写しが送付されたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次の場所で縦覧に供する。

令和 5 年 10 月 17 日

奈良市公営企業管理者 池田 修

縦覧場所

奈良市法華寺町 264 番地 1

奈良市企業局 事業部 下水道事業課

(令和 5 年 10 月 17 日揭示済)

**奈良市企業局告示第 59 号**

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規程（平成 26 年奈良市企業局管理規程第 4 号）第 10 条の規定により、次のとおり公示する。

令和 5 年 10 月 24 日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
山田水道設備	下山 勝幸	奈良県磯城郡田原本町阪手 630-8 西和ビル 204	令和 5 年 10 月 17 日

(令和 5 年 10 月 24 日揭示済)

**奈良市企業局告示第 60 号**

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示する。

令和 5 年 10 月 25 日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社 国昇	代表取締役 国本 憲治	枚方市大垣内町 2-12-8 荒堀ビル 5 階	令和 5 年 10 月 3 日

(令和 5 年 10 月 25 日揭示済)

**奈良市企業局告示第 61 号**

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 7 条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示する。

令和 5 年 10 月 30 日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
近藤重機工業	近藤 謙治	奈良市西大寺町 2064 番地 6 号	令和 5 年 10 月 24 日

(令和 5 年 10 月 27 日揭示済)

**教 育 委 員 会**

**奈良市教育委員会告示第 16 号**

奈良市青少年野外活動センターの指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 2 条の規定により、次のとおり告示します。

令和 5 年 10 月 19 日

奈良市教育委員会  
教育長 北谷 雅人

1 公の施設の所在地及び名称

奈良市阪原町 25 番地の 1  
奈良市青少年野外活動センター

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市青少年野外活動センターの事業の実施に関する事。
- (2) 奈良市青少年野外活動センターの利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 奈良市青少年野外活動センターの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

3 指定予定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

4 指定申請の方法

(1) 指定申請書等の配布及び提出場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号  
奈良市教育委員会事務局教育部地域教育課

(2) 申請期間

令和 5 年 11 月 2 日まで

(3) 提出書類

奈良市青少年野外活動センター指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。

- ア 奈良市青少年野外活動センター指定管理者指定申請書
- イ 奈良市青少年野外活動センター指定管理者事業計画書
- ウ 奈良市青少年野外活動センター指定管理者収支予算書
- エ 団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）〔登記事項証明書及び住民票の写しは、申請日の 3 箇月以内に交付されたもの〕
- オ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類（ただし、今年度に結成された団体については不要）
- カ 団体の現事業年度の事業計画書、収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- キ 団体役員名簿
- ク 団体及びその代表者が令和 4 年度分の法人市町村民税の滞納がない旨の証明書（納税証明書又は非課税証明書等）
- ケ 団体の代表者が令和 4 年度分の個人市町村民税の滞納がない旨の証明書（納税証明書又は非課税証明書等）
- コ 業務の再委託を行わせる場合、暴力団及び暴力団関係者を再委託先としない旨の誓約書
- サ 奈良市青少年野外活動センター指定管理者事業企画書
- シ 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状

5 その他

その他の詳細は、奈良市青少年野外活動センター指定管理者募集要項によります。

6 問い合わせ先

奈良市教育委員会事務局 教育部 地域教育課  
電話 0742-34-5471

(令和 5 年 10 月 19 日揭示済)

**奈良市教育委員会告示第 17 号**

奈良市黒髪山キャンプフィールドの指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 2 条の規定により、次のとおり告示します。

令和 5 年 10 月 19 日

奈良市教育委員会  
教育長 北谷 雅人

## 1 公の施設の所在地及び名称

奈良市奈良阪町1731番地  
奈良市黒髪山キャンプフィールド

## 2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市黒髪山キャンプフィールドの事業の実施に関する事。
- (2) 奈良市黒髪山キャンプフィールドの利用承認及び利用制限に関する事。
- (3) 奈良市黒髪山キャンプフィールドの施設及び附属設備等の維持管理に関する事。
- (4) その他教育委員会が定める事。

## 3 指定予定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

## 4 指定申請の方法

## (1) 指定申請書等の配布及び提出場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市教育委員会事務局教育部地域教育課

## (2) 申請期間

令和5年11月2日まで

## (3) 提出書類

奈良市黒髪山キャンプフィールド指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。

- ア 奈良市黒髪山キャンプフィールド指定管理者指定申請書
- イ 奈良市黒髪山キャンプフィールド指定管理者事業計画書
- ウ 奈良市黒髪山キャンプフィールド指定管理者収支予算書
- エ 団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）〔登記事項証明書及び住民票の写しは、申請日の3箇月以内に交付されたもの〕
- オ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類（ただし、今年度に結成された団体については不要）
- カ 団体の現事業年度の事業計画書、収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- キ 団体役員名簿
- ク 団体及びその代表者が令和4年度分の法人市町村民税の滞納がない旨の証明書（納税証明書又は非課税証明書等）
- ケ 団体の代表者が令和4年度分の個人市町村民税の滞納がない旨の証明書（納税証明書又は非課税証明書等）
- コ 業務の再委託を行わせる場合、暴力団及び暴力団関係者を再委託先としない旨の誓約書
- サ 奈良市黒髪山キャンプフィールド指定管理者事業企画書
- シ 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状

## 5 その他

その他の詳細は、奈良市黒髪山キャンプフィールド指定管理者募集要項によります。

## 6 問い合わせ先

奈良市教育委員会事務局 教育部 地域教育課  
電話 0742-34-5471

(令和5年10月19日揭示済)